商品概要説明書

通知貯金

（令和元年１０月１日現在適用中）

１．商 品 名	・通知貯金
２．ご利用いただける方	・個人及び法人（団体を含む）
３．期　間	・期間の定めはありません。（ただし、７日間の据置期間が必要です）
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・５０，０００円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・解約時に一括して払い戻しできます。（ただし、解約する日の２日前までに通知が必要です）
６．利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※２０３７年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
７．手 数 料	－
８．付加できる特約事項	・個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	**・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。**
１０．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象** **当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１、０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
１１．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用部金融課（電話：０４９３－２３－４６８４）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせ

	ん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
１２．その他参考となる事項	－